

令和2年度「地域企業イノベーション支援事業」企画競争募集要領

令和2年2月3日
中部経済産業局

経済産業省では、令和2年度「地域企業イノベーション支援事業」（以下「本事業」という。）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

業務の概要、応募方法その他留意していただきたい事項は、この募集要領に記載するとおりですので、応募者は熟読いただくようお願いします。

本募集は、令和2年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。委託先の決定や予算の執行は、令和2年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業の目的

本事業は、地域経済の担い手となる企業群（以下「地域企業群」という。）の新事業への挑戦を促すため、以下の取組を実施するものです。

- ①地域のイノベーションを支える支援機関からなる支援ネットワークの構築・強化
- ②支援ネットワークが新事業に取り組む地域企業群に提供する、事業の立ち上げから市場獲得までの、事業の成長段階に応じた総合的な支援（事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供など）

（注）地域経済の担い手となる企業群とは、以下のような特徴を有する企業群を想定しています。

- ・地域の雇用の創出など、地域経済に大きく貢献している。
- ・所在する地域又は近隣地域からの仕入（域内仕入）が多い。
- ・地域の強み（技術、建築物、特産品、歴史等）の活用に取り組んでいる。
- ・所在する地域又は近隣地域以外の地域への売上（域外販売）が多い（インバウンド等による域内需要の増加に伴う売上も含む）。
- ・今後大きな成長を遂げられる高い技術力・サービス力等の潜在力を有している。
- ・独自のビジネスモデルや販路を有している。
- ・新分野・新事業等に挑戦し、地域経済を牽引するプロジェクトにおいて中心的な役割を担っている。

- ・その他、当該企業の成長が地域経済に大きな波及効果をもたらし、地域経済の活性化につながっている。

(注1) 地域未来牽引企業に選定された企業群や地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業群を想定していますが、必ずしもこれに限るものではありません。

(注2) 上記の特徴は一例であり、全てに該当する必要はありません。

本事業の政策的な大目的は、地域企業群の「常時従業者一人当たり付加価値額(労働生産性)の向上」です(参考:令和元年12月20日閣議決定 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r1-12-20-senryaku.pdf>)。

本事業は、地域企業群の常時従業者一人当たり付加価値額を高めるための手法として新事業展開に着目し、新事業展開を効果的かつ効率的に進めるための支援を受託者が実施するものです。

(注)「付加価値額」は「営業利益+減価償却費+給与総額+福利厚生費+動産・不動産賃借料+租税公課」の合計値です。「常時従業者」は「有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者)」をいいます。

2. 事業内容

本事業では、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築又は強化し、地域企業群へ総合的なイノベーション支援を提供する事業を、管理機関(以下、「事業管理機関」という。)へ委託します。

事業管理機関は、以下の2事業を委託事業として実施するものとします。

(1) 支援機関ネットワークの構築又は強化に関する事業

事業管理機関と他の支援機関(産業支援機関、大学、研究機関、民間企業等)が連携した地域企業群の支援体制の構築又は強化を進めること。

なお、事業管理機関が他の支援機関(産業支援機関、大学、研究機関、民間企業等)と連携することを必須とします。

(事業内容の例)

○地域企業群の支援ニーズを収集し、他の支援機関と情報共有の上、連携して地域企業群の新事業展開を効果的に支援する。

(2) 地域企業群の新事業展開への支援事業

地域企業群の新事業展開の段階に応じ、総合的なイノベーション支援を行うこと。

なお、本事業では複数企業の支援が必須です。また、広域型の事業では3以上の地域ブロック（経済産業局の所管地域）の企業への支援が必須です。

（事業内容の例）

- 国内外の市場分析、企業の動向分析等を踏まえ、地域企業による新製品・新サービスの効果的なコンセプト設計、新事業の迅速な売上計上に向けたスケジュール等の戦略策定を支援する。
- 地域企業が検討中の新事業の事業性評価を支援し、事業推進・撤退の迅速かつ的確な判断を促す。
- 地域企業及び関連産業の他地域・海外の優良企業の動向を把握の上、新事業展開に向けた企業間連携や商談を実現する。

3. 事業類型及び申請上限額

本事業では、申請上限額に応じて以下3つの事業類型を設けています。申請に当たっては、実施予定の事業の費用対効果と費用総額を十分に精査の上、適切な類型を選択してください。

なお、いずれの事業類型であっても、2.（1）（2）の事業内容を満たす必要があります。

①広域型：2,800万円

概要：新事業展開で共通の課題を抱える広域の地域企業群を、効果的かつ効率的に支援する。

要件：3以上の地域ブロックの企業を対象に事業を行うこと。

②一般型：1,400万円

概要：新事業展開で共通の課題を抱える地域企業群を、効果的かつ効率的に支援する。

③集中型：1,000万円

概要：新事業展開で共通の課題を抱える地域企業群を、テーマや手法を的確に絞り込んだ上で、効果的かつ効率的に支援する。

4. 事業実施体制

①事業管理機関（受託事業者）：必須

事業管理機関は、以下の要件をいずれも満たすものとします。

- 本事業の申請者となり、事業計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、事業成果の普及等を主体的に行うこと。
 - 経済産業局との総合的な連絡窓口を担い、本事業の遂行における責任を有すること。
- (注) 本事業を通じて支援を受ける者は、事業管理機関となることができません。

②プロジェクトマネージャー（PM）：必須

PMは、支援人材として、以下の要件をいずれも満たすものとします。

- 技術面、経営面、資金面等で事業実施上の高い見識と管理能力を有し、明確なマーケットを見据えた事業計画の企画立案・実施及び成果管理の全てにおいて総括することが可能な能力を有していること。
- 地域の実情、グローバル・マーケットの動向、実施する事業分野での事業化・販路開拓等に関する高い知見及び経験を有すること。

(注1) 事業管理機関に所属する者又は事業管理機関と契約関係を有する者を原則、対象とします。

(注2) 本事業を通じて支援を受ける企業の代表者・従業者等は、PMとなることができません。

③コーディネーター（CD）：推奨

CDは、支援人材として、PMに準じた能力を有し、専門性が必要とされる分野等でPMの補助的な役割を担う者とします。

(注1) CDは、必ずしも1名に限るものではありません。

(注2) 本事業を通じて支援を受ける企業の代表者・従業者等は、CDとなることができません。

④支援対象となる複数の地域企業：必須

支援対象となる地域企業は、新分野・新事業等に挑戦するためのコアとなる技術、サービス等を有するなどといった特徴を持つ複数社とします。

5. 事業の実施期間

委託契約締結日から令和3年3月31日まで。

6. 応募資格

(1) 申請要件

本事業の対象となる申請者は、次の要件を満たす法人とします。

なお、複数の法人による共同申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出してください。この際、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業に関する委託契約を経済産業局と直接締結できる法人であること。
- ③本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

7. 契約の要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 採択予定件数

広域型8件程度、一般型46件程度、集中型22件程度の合計76件程度。なお、採択予定件数は、公募開始時点での想定であり、今後、変更になることもあります。

(3) 申請上限額

事業類型ごとに下記のとおりです。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

- ①広域型：2,800万円
- ②一般型：1,400万円
- ③集中型：1,000万円

(4) 申請及び契約

1つの事業管理機関が複数の事業を申請することも可能とし、複数の事業が採択された場合は、複数の事業をまとめて契約締結することができることとします

(事業間での予算流用はできません)。また、1つの事業管理機関が異なる分野の複数の事業を申請する場合など、事業内容が異なる複数の事業を申請する場合は、申請書をそれぞれ作成してください。

申請書では、各支援機関の役割を明確に示してください。なお、複数の法人による共同申請は必須でなく、単独の申請でも差し支えありません。

(5) 成果物の納入

事業報告書について、委託契約書に定める条件に従い、経済産業局の担当部局に納入してください。

(例) 電子媒体 (CD-ROM等) 2部 等

(6) 委託金の支払時期

委託金の支払方式は、原則として、本事業の終了後の精算払となります。

(注) 事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(7) 支払額の確定方法

本事業の終了後、事業者から提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合があります。

(8) 事業期間中の現地調査

本事業の終了後に行う現地調査とは別に、事業の進捗や経理の状況確認を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。その際は、本事業に関係する企業・団体等に対しても確認することがありますので、当該企業・団体等にはその旨の事前了解を得てください。

(9) 契約手続の相手方

契約手続の相手方は、採択された事業者の所在地や提案内容の地域性等を踏まえ、当該地域を担当する経済産業局の担当部局になります。

(10) 成果把握調査等への協力

事業の進捗管理及び事業成果のフォローアップを行うため、以下4点についてご

協力ください。

- ① 事業実施期間中、経済産業省の求めに応じて、指定の方法でプロジェクトの活動見込み・状況を報告する。
- ② 事業実施期間中に、本事業で支援を行った企業に対して、支援の有効性に関する調査を行い、結果を報告する。
- ③ 本事業で支援を受けた企業の、事業前年度から事業終了後3年度までの常時従業員数、売上高及び常時従業員一人当たり売上高、並びに事業年度から事業終了後3年度までの各指標の変化とその要因等の調査を行い、結果を報告する。
- ④ その他、事業の進捗及び成果の把握・分析に必要な情報を、経済産業省の求めに応じて調査し、報告する。

8. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日：令和2年2月3日（月）

締切日：令和2年3月13日（金）15時必着

(2) 説明会の開催

開催日時と開催場所は、以下の表のとおりです。

(表) 中部経済産業局 説明会開催日程

局名・担当課	開催日時	開催場所	電話番号 FAX 番号
中部経済産業局 地域経済部 次世代産業課	令和2年 2月12日（水） 11:00～12:00	愛知県名古屋市 中区三の丸 2-5-2 中部経済産業局 総合庁舎2階 大会議室	電話： 052-951-0570 FAX： 052-950-1764 E-mail： chb-jisedai @meti.go.jp

説明会への参加をご希望される方は、上記表の担当課へ令和2年2月10日（月）17時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和2年度 地域企業イノベーション支援事業 説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。（FAXの場合は、冒頭に「令和2年度 地域企業イノベーション支援事業 説

明会出席登録」と記載し、その下に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記してください。）

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名まででお願い致します。（複数組織での共同申請を予定されている場合は共同で申請する複数組織を一応募単位とし、出席人数の制限については中部経済産業局にお問い合わせください。）また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承ください。

なお、本募集要領等は各自印刷の上、ご持参ください。

(3) 応募書類

郵送又は持参による提出の場合

下記書類を以下【1】、【2】のとおり分類し、それぞれ封筒等に入れ、提出期限までに郵送又は持参してください。併せて、下記書類を保存した電子媒体（CD-ROM 1枚）を提出してください。その際、封筒の宛名面には『令和2年度「地域企業イノベーション支援事業」申請書【1】又は【2】』とわかるように記載してください。また、各様式はA4判にて日本語で作成の上、複数枚にわたるものはページを打ち、左上をホッチキス等で1箇所止めてください。

【1】 応募関連書類

○申請書（様式1）＜1部＞

○申請受理票（様式3）＜1部＞

申請書・提案書を受理したことを証明する書類。

○返信用封筒＜1枚＞

申請受理票を送付するためのもの。返信用切手（84円）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載。

○電子媒体（CD-ROM等）＜1部＞

（注1）「【2】 1～8の書類一式」を格納してください。

（注2）企画提案書（様式2）はExcelファイル（別紙4のみWordファイル）、申請概要図はPowerPointファイルで格納してください。

【2】 審査関係書類（全て正本1部、副本4部をご提出ください。）

1～8の順番で5セット組み、左上をクリップ止めしてください。

1. 企画提案書（様式2）【必須】

外部の有識者が審査しますので、企画提案書は簡潔でわかりやすい

記載ぶりを心がけてください。詳細説明のため、別途参考資料を添付することも可能です。

2. 申請概要図【必須】

(注) 採択後、経済産業省のウェブサイトで対外公表される前提で作成をお願いします。

3. 連携支援計画との関連を証明する資料【任意】

連携支援計画の承認申請書（申請者の押印のあるもの）及び国からの承認に係る通知書（写）

4. 地域オープンイノベーション拠点選抜制度に関する行政へ提出済みの申請書の写し【任意】

5. プロジェクトマネージャー、コーディネーター及びその他人件費計上対象となる業務従事者の略歴書【必須】

(注) 氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍は必ず記載してください。

6. 事業管理機関の概要【必須】

複数者による申請の場合は、幹事法人のもの。

7. 直近の過去3年分の財務諸表【必須】

複数者による申請の場合は、幹事法人のもの。

8. 事業管理機関のワーク・ライフ・バランス等推進に関する認定等の根拠となる資料の写し【任意】

電子メールによる提出の場合

上記【1】、【2】の書類一式（返信用封筒及び電子媒体を除く。）をすべて電子メールに添付し、提出期限までに「(4) 応募書類の提出先」に記載のメールアドレス宛てお送りください。その際、件名は『令和2年度「地域企業イノベーション支援事業」申請書』としてください。

企画提案書（様式2）及び申請受理票（様式3）については Excel ファイル（様式2の別紙4のみ Word ファイル）、申請概要図については PowerPoint ファイルにてデータを送付してください。

以下の書類については、原本をスキャンしたデータを PDF ファイルにて送付してください。

1. 申請書（様式1）

2. 連携支援計画との関連を証明する資料【任意】

3. 地域オープンイノベーション拠点選抜制度に関する行政へ提出済みの申請書の写し【任意】

4. 事業管理機関のワーク・ライフ・バランス等推進に関する認定等の根拠となる資料の写し【任意】

- ① 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ② 応募書類等の作成費用は本事業の経費に含まれません。また、選定の採否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ③ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は、持参、郵便・宅配便での送付又は電子メールでの送付により、下記宛てに提出してください。

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
経済産業省 中部経済産業局 地域経済部 次世代産業課
「令和2年度「地域企業イノベーション支援事業」担当宛て」
メールアドレス：chb-jisedai@meti.go.jp

(注1) FAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、募集要領等を熟読の上、注意して記入してください。

(注2) 締切を過ぎての提出は受け付けられません。持参の場合、特に最終受付日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

また、郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

(事業実施の主たる地域を管轄する経済産業局に提出してください。なお、提出先に疑義がある場合は、経済産業局に相談してください。)

9. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される審査委員会で提案毎に審査を行

い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 審査基準

別紙「令和2年度 地域企業イノベーション支援事業 審査基準」に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準1.の全てを満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

広域型・一般型・集中型すべて同一の審査基準に基づき審査いたします。

なお、下記に該当する事業は審査時に加点します。

- ✓ 支援対象候補の企業群に、地域未来牽引企業又は地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者のいずれかが含まれる事業

- ✓ 地域未来投資促進法の承認連携支援計画に関連する事業

(注) 審査委員会において、①事業管理機関が承認連携支援計画の地域経済牽引支援機関に位置づけられているか、②承認連携支援計画と事業の内容が合致しているかを確認の上、加点の可否が審査されます。

- ✓ 地域オープンイノベーション拠点制度に関連する事業

(注) 審査委員会において、①事業管理機関が、大学連携推進室の実施する地域オープンイノベーション拠点選抜に出願しているか、②選抜制度申請内容が、本予算の事業内容と強く関連し、事業実施上重要な要素の証明になっているか、③本事業の採択審査終了までに、事業管理機関が拠点として選抜されているかを確認の上、加点の可否が審査されます。

(3) 採択結果の決定及び通知

採否結果は、各申請者に文書にて通知するとともに、採択された申請者については、中部経済産業局のホームページ(※)で公表します。

※公表内容イメージ

- ①申請者名
- ②申請者の法人番号
- ③申請事業名
- ④申請者の応募類型(広域型・一般型・集中型)

10. 契約について

採択された申請者について、経済産業局と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業局との協議

を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、ご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

委託先と再委託先が締結する契約においても、経済産業局との委託契約に準拠して契約を行っていただくこととなります。

事業期間中は、継続的に、経済産業局等に事業の進捗状況を報告し、方針について相談しながら事業を進めていただきます。

委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は受託者において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存する必要があります。

委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

1.1. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (支援対象となる企業の従業者の人件費は対象になりません。)
II. 事業費	—
旅費	プロジェクトマネージャー、コーディネーター、事業管理機関の職員で本事業に従事する者、専門家、講師等の交通費、日当、宿泊費 (支援対象となる企業の従業者の旅費は対象になりません。)
会場費	事業(会議、セミナー、講演会、シンポジウム、研究会、展示会等)を行うために必要な会場費・出展費(装飾設営費、保険料を含む)、機器等借料、運搬費(機器機材等)、会場設営費及び茶菓料(お茶代)等

謝金	事業を行うために必要な謝金（プロジェクトマネージャー、コーディネーター、専門家、講師、通訳等の謝金）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。消耗品費や資料等（諸経費の中の一 般管理費で購入するものを除く。）の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（試験・分析・評価・鑑定等に関する業務、プロモーションに関する業務等）の外注に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット・情報シーズ集、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な広告費、翻訳通訳、速記費用、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費 ただし、日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）は対象になりません。
Ⅲ. 再委託費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（F S※等の調査、大学・高等専門学校・独立行政法人化した研究所・公設試験研究機関・産業支援機関等からの技術指導又はコーディネート等）の一部を委託するのに必要な経費 ※F S（Feasibility Study）とは、企業が投資を行って長期的に収益をあげられるか否か、経営判断ができる客観的な材料を取りまとめ、総合的に評価することです。事業化可能性調査とも呼びます。
Ⅳ. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費 具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること。）
Ⅴ. 消費税額	消費税及び地方消費税として、小計×10%（小数点以下切捨て）で見積もること。

対象外経費

- ・ 試作品開発等の技術開発の直接経費（機器設備費等）
- ・ 公租公課（旅費にかかる出入国税を除く。）
- ・ EUのVAT（付加価値税）等の還付制度が適用され、実際に還付された金額（委託事業終了後に還付された金額を含む）及び還付手続きに係る委託費や手数料
- ・ 各種保険料（旅費にかかる航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）

（注1）事業費の外注費及び再委託費の合計は、原則として総経費の1/2を超えないようにしてください。1/2を超える場合は企画提案書に理由書を添付してください。

（注2）企画提案書の記載に際しては、上記ⅠからⅣの項目は消費税及び地方消費税を除いた額で計上し、その総額に消費税及び地方消費税（小計×10%）を乗じて得た額を記入してください。

（注3）一般管理費の算定は「Ⅰ.人件費」と「Ⅱ.事業費」の合計に一般管理費率を乗じて行うことを原則とします。

（注4）一般管理費率は原則として10%を上限とします。

（2）直接経費として計上できない経費

- ✓ 建物等施設に関する経費
- ✓ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ✓ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ✓ その他事業に関係のない経費

1.2. 問い合わせ先

（各経済産業局）

局名・窓口担当課	住所	電話番号	管轄都道府県
北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-1775	北海道
東北経済産業局 地域経済部 地域経済課	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4876	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島

関東経済産業局 地域経済部 地域経済課	さいたま市中央区新都心 1番地1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-0253	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・長 野・山梨・静岡
中部経済産業局 地域経済部 次世代産業課	名古屋市中区三の丸2- 5-2	052-951-0570	愛知・岐阜・三重
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 地域経済課	富山市牛島新町11番7 号 富山地方合同庁舎	076-432-5518	富山・石川
近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課	大阪市中央区大手前1- 5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6011	福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・ 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	広島市中区上八丁堀6番 30号 広島合同庁舎2号館	082-224-5684	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口
四国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	高松市サンポート3番3 3号 高松サンポート合同庁舎	087-811-8521	徳島・香川・愛媛・ 高知
九州経済産業局 地域経済部 地域経済課	福岡市博多区博多駅東2 -11-1 福岡合同庁舎	092-482-5430	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	那覇市おもろまち2-1 -1 那覇地方合同庁舎2号館	098-866-1727	沖縄

(本省)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

「令和2年度地域企業イノベーション支援事業」担当

TEL : 03-3501-0645 FAX : 03-3501-6231

E-mail : chukakuhan@meti.go.jp

(参考) 地域企業イノベーション支援事業 予算PR資料

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/pr/ip/chiiki_03.pdf

1.3. (参考) グローバル・ネットワーク協議会による支援の紹介

グローバル・ネットワーク協議会とは、本事業によるプロジェクトの遂行に際し、プロジェクトの関係者のみでは解決できない悩みや課題に対する支援を目的として、平成28年6月に設立した組織です。

同協議会では、常設の相談窓口を設置し、各種相談にワンストップで対応しています。事業遂行の体制整備の段階や事業化戦略の立案の段階から、海外を含む販路拡大の段階に至るまで、事業の成長段階に応じた支援を行っています。

本事業によるプロジェクトの支援やフォローアップ等を行うため、グローバル・ネットワーク協議会が、事業管理機関等と情報共有しつつ、支援対象企業等に直接アポイントを取って訪問し、支援することがあります。

(参考1) グローバル・ネットワーク協議会HP

<http://www.gncj.go.jp/>

(参考2) グローバル・ネットワーク協議会による支援を活用する場合の例

- ・現在、新たなプロジェクトの創出のため、体制構築を進めているが、当分野のスキルを持った専門人材や技術を有する企業が見つからないので、紹介してほしい。
- ・現在、地域ブロックベースでの連携による体制構築を進めているが、より広域的な全国大での体制構築を進めたいので、同分野の他のプロジェクトと連携したい。
- ・技術開発を行いたいので、関係する支援策や支援機関を紹介してほしい。
- ・支援対象企業の経営・資金面に大きな課題があり、ベンチャーキャピタリスト等から適切な助言・サポートを受けたい。
- ・事業化戦略やビジネスモデル構築等の検討を行っているが、客観的な立場で経営コンサルのプロに評価してほしい。
- ・製品のIoT化を目指しているが、技術面に課題があり、IT関連の専門家から技術指導等を受けたい。
- ・マッチングイベント等に参加し、国内外の販路開拓に取り組んでいるが、なかなかユーザーが見つからない。海外も含め、興味を持ってくれそうな企業を紹介または情報提供してほしい。

以上